

推薦の手続

推薦に際しては、以下の手続を踏まえていただきますとともに、適格な候補者を幅広くご推薦くださるよう、お願いいたします。

1 推薦対象

(1) 【未来をつむぐ『こども・若者』部門】（こども・若者対象）

- ア 被推薦者の活動内容が、こども基本法の基本理念や、「全てのこどもの健やかな成長Well-Beingの向上」、「誰ひとり取り残さず、抜け落ちることのない支援」等の「こどもまんなか社会」の理念に通ずるものであること。【※こども基本法や「こどもまんなか社会」の基本理念についてはP 4 参照】
- イ 被推薦者の活動内容が、こども・若者自身の積極的な姿勢や独自の創意工夫に基づくものであり、継続的に行われ、又はそれが期待できるものであって、社会全体の模範となるものであること。
- ウ 被推薦者の活動期間が、原則として3年間以上あり、かつ、当該活動が現在も継続していること。
- エ 被推薦者が団体である場合、表彰年度において、構成員の大部分の者の年齢がおおむね6歳からおおむね40歳未満までの間にあること。
- オ 被推薦者が個人である場合、表彰年度において、年齢がおおむね10歳からおおむね40歳未満までの間にあること。

(2) 【未来へつなぐ『応援団』部門】（支援者対象）

- ア 被推薦者の活動内容が、こども基本法の基本理念や、「全てのこどもの健やかな成長Well-Beingの向上」、「誰ひとり取り残さず、抜け落ちることのない支援」等の「こどもまんなか社会」の理念に通ずるものであること。【※こども基本法や「こどもまんなか社会」の基本理念については、P 4 参照】
- イ 被推薦者の活動内容が、こども・子育て家庭のニーズに応える、独自の創意工夫に基づくものであり、継続的に行われ、又はそれが期待できるものであって、社会全体の模範となるものであること。
- ウ 被推薦者の活動期間が、原則として3年間以上あり、かつ、当該活動が現在も継続していること。

(3) 推薦対象に関する留意事項

被推薦者が個人である場合、その活動については団体活動、個人活動を問わないこととし、複数の活動を同時に行っている場合、被推薦者の活動期間はいずれか一つの活動について計算すること。なお、感染症や災害等の非常事態に対応する期間については、被推薦者の活動期間の計算を柔軟に取り扱うこと。

2 推薦調書（別紙様式）の作成

(1) 推薦者の立場から記載すること。

(2) 様式は、部門別に「団体」、「個人」に分かれているため（様式①～④）、該当する様式のみ、必要事項を記載すること。

(3) 「2 それぞれの観点からの活動状況」の欄は、全項目を可能な限り具体的に記入すること。（枠内に収まらない場合には、行を増加させ調書全体の体裁を整えるか、要点を記入した上で別紙を添付すること。）

(4) 「3 PRポイント」欄については、別添記載例を参考に、功績の全体像を記載すること。

なお、こども家庭庁が外部向けに被推薦候補者の資料を作成する場合は、この部分を中心に作成するため、記載に際し留意願う。

(5) 年は和暦で記入すること。

3 参考資料の添付

可能な範囲内で地域等での貢献度が分かる資料や、活動を行っている際の写真・画像（※）を添付すること。

※ 写真・画像の提出に際する留意事項

(1) 著作権等の問題が生じないものを提出すること。

(2) 「○○○の（活動）の様子」など、何の活動か分かるように脚注をつけ、推薦調書の該当ページに貼りつける形で提出すること。

(3) 個人の場合は、被推薦者が被写体に含まれるものとする。

(4) 参考資料については、必要最低限の提出とすること。（10枚程度）

(5) 解像度は視認できる範囲で可能な限り低くし、全体の容量を抑えること。（審査の過程で必要が生じたものや、活動事例紹介集に用いる可能性のあるもののみ、解像度の高い電子データの提供を依頼します。）

5 提出部数・形式等

- (1) 提出は下記メールアドレスまでデータにて提出すること
- (2) 複数の部局で作業をされる場合は、窓口となる部局で取りまとめを行い、提出することとし、窓口部局以外からの提出は避けること。
- (3) 資料を送付する際の留意点
 - ア 送付資料は、推薦文書（公文）を除き全てA4版・縦・カラー（元ファイルが複数色で作成されているページの場合）で統一すること。
 - イ 冊子等を添付する場合は、該当ページ及び冊子名等が分かるようにして、PDF形式等のデータに整理して提出すること。
- (4) 資料をメール送信する際の留意点
 - ア 推薦調書（様式1及び2）は、編集可能なデータで送信すること。（PDFなど、他のファイル形式で送信しないこと）
 - イ データを分割して送信する場合は、件名冒頭に「1/〇」等と入力し、ファイルを分割していることが分かるようにすること。

6 推薦後の予定

推薦後の予定は、次のとおりであるところ、急な変更等もあり得るので、当課からの連絡に留意すること。

- (1) 沖縄県にて適格な候補者となっているか審査を行い、こども家庭庁へ推薦する。
- (2) こども家庭庁の選考委員が選考審査を行い、その意見に基づき、内閣総理大臣及び内閣府特命担当大臣が被表彰者を決定する。
- (3) 被表彰者の決定次第、被表彰者及び推薦者に内定を通知する。
- (4) 表彰式は、令和7年度秋以降に対面での実施を予定しているが、中止又は時期や方式を変更する可能性がある。

データ送付先及びお問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2 行政棟3階
沖縄県 こどもこども未来部 こども若者政策課
青少年若者育成班 田村
TEL：098-866-2100
メールアドレス：aa031607@pref.okinawa.lg.jp

こども基本法（令和4年法律第77号）

（一部抜粋）

（基本理念）

第三条 こども施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 全てのこどもについて、個人として尊重され、その基本的人権が保障されるとともに、差別的取扱いを受けないようにすること。
- 二 全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障されるとともに、教育基本法（平成十八年法律第百二十号）の精神にのっとり教育を受ける機会が等しく与えられること。
- 三 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会及び多様な社会的活動に参画する機会が確保されること。
- 四 全てのこどもについて、その年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されること。
- 五 こどもの養育については、家庭を基本として行われ、父母その他の保護者が第一義的責任を有するとの認識の下、これらの者に対してこどもの養育に関し十分な支援を行うとともに、家庭での養育が困難なこどもにはできる限り家庭と同様の養育環境を確保することにより、こどもが心身ともに健やかに育成されるようにすること。
- 六 家庭や子育てに夢を持ち、子育てに伴う喜びを実感できる社会環境を整備すること。